

# 大切な人の死に 遭遇して

—まんがが医療事故調査—

原作…医療問題弁護団  
作画…松野時緒  
医学監修…竹下啓





# 登場人物紹介



高原愛  
主人公



高原誠  
愛の夫



高原蓮  
愛と誠の子



赤坂一哉  
呼吸器外科医  
誠の執刀医



渋谷昭二  
溜池総合病院院長



上野三郎  
溜池総合病院副院長  
医療安全管理者



山野隼人  
医療問題弁護団所属  
若手弁護士

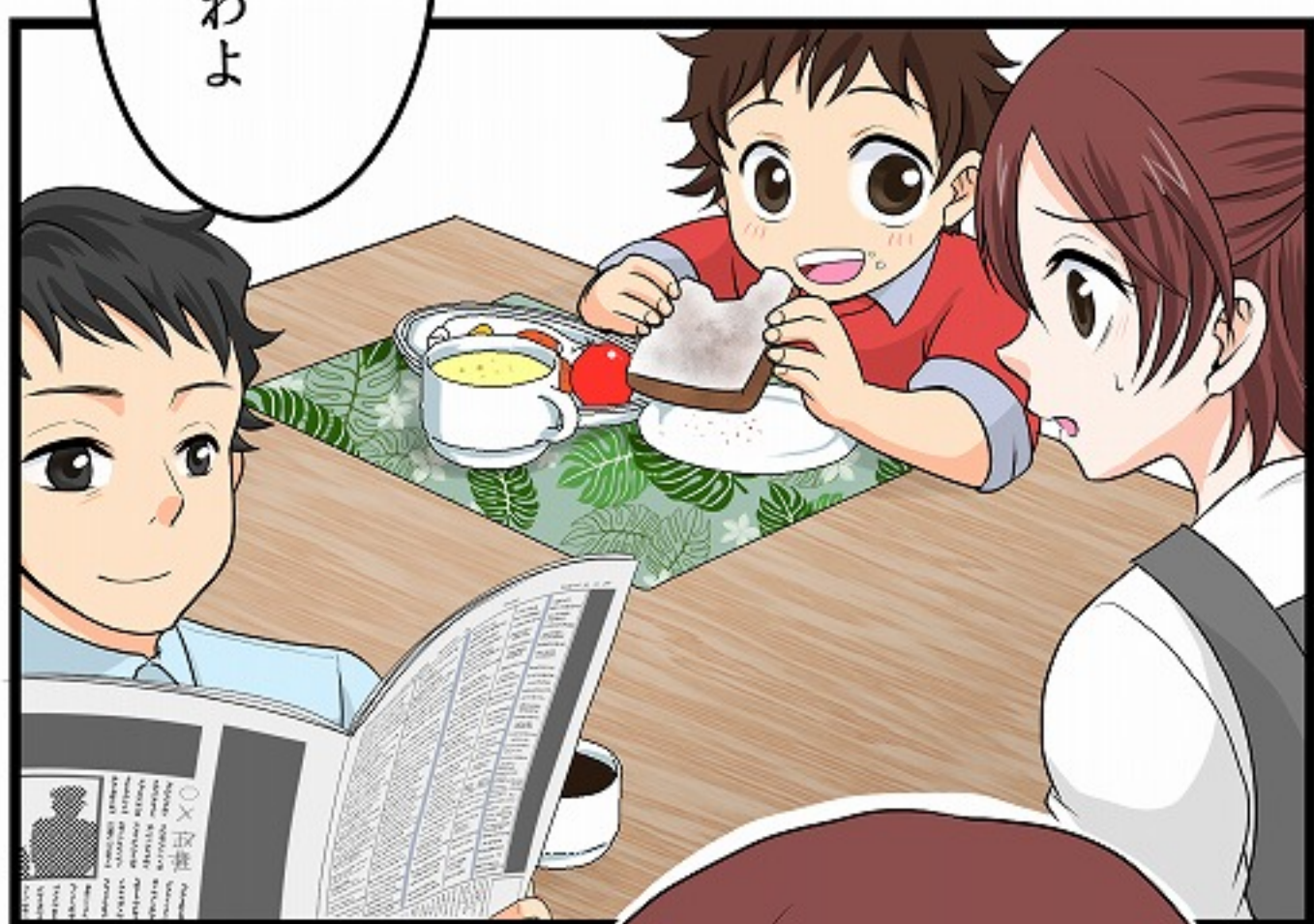


井森夏子  
医療問題弁護団所属  
先輩弁護士



松下景  
京葉大学医学部附属病院  
呼吸器外科医





















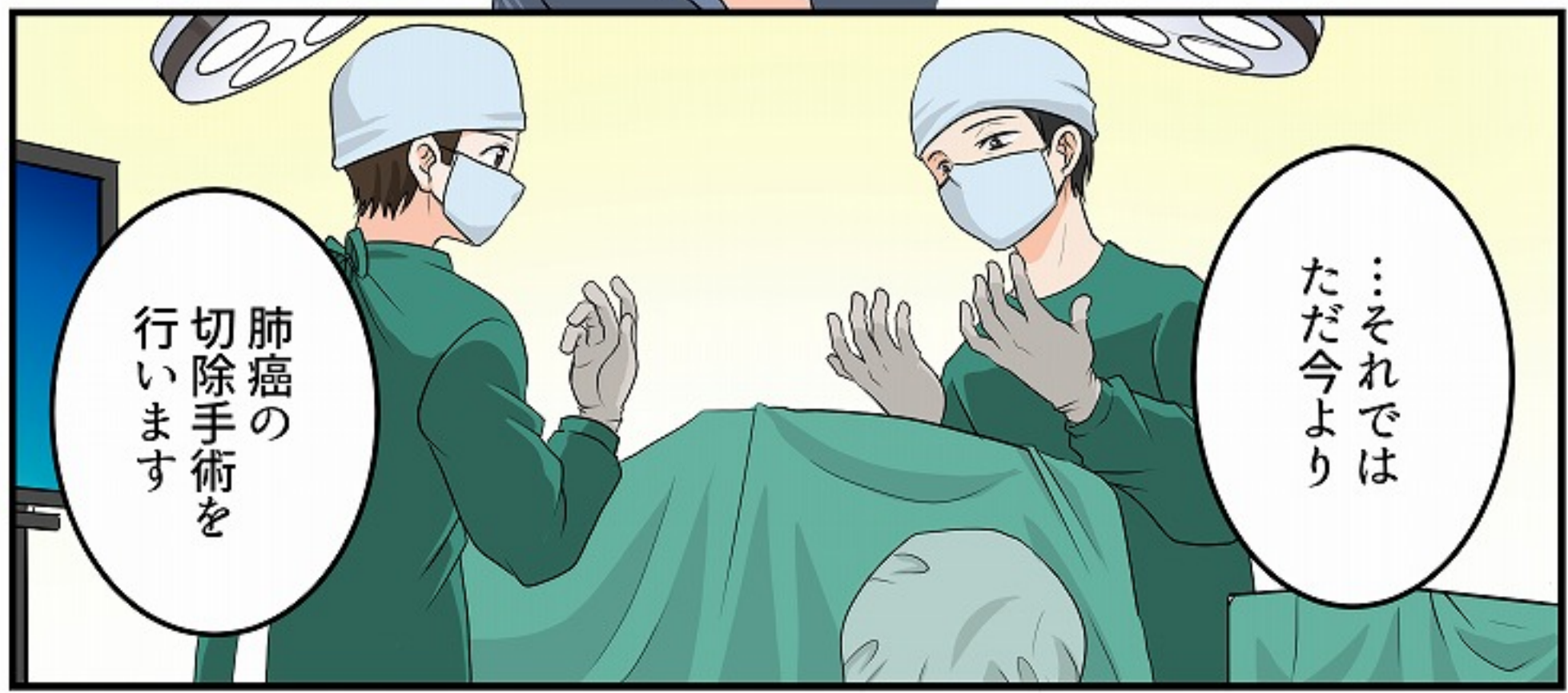
行ってくるな

…うん

がんばってね



手術当日



肺癌の  
切除手術を  
行います

…それでは  
ただ今より





PCPS…経皮的心肺補助装置



速やかに  
PCPS※を  
導入した方が…!!



出血量が  
かなり  
多くなっています



応援の医師を  
呼びましょう!

このままでは  
大変なことに!!



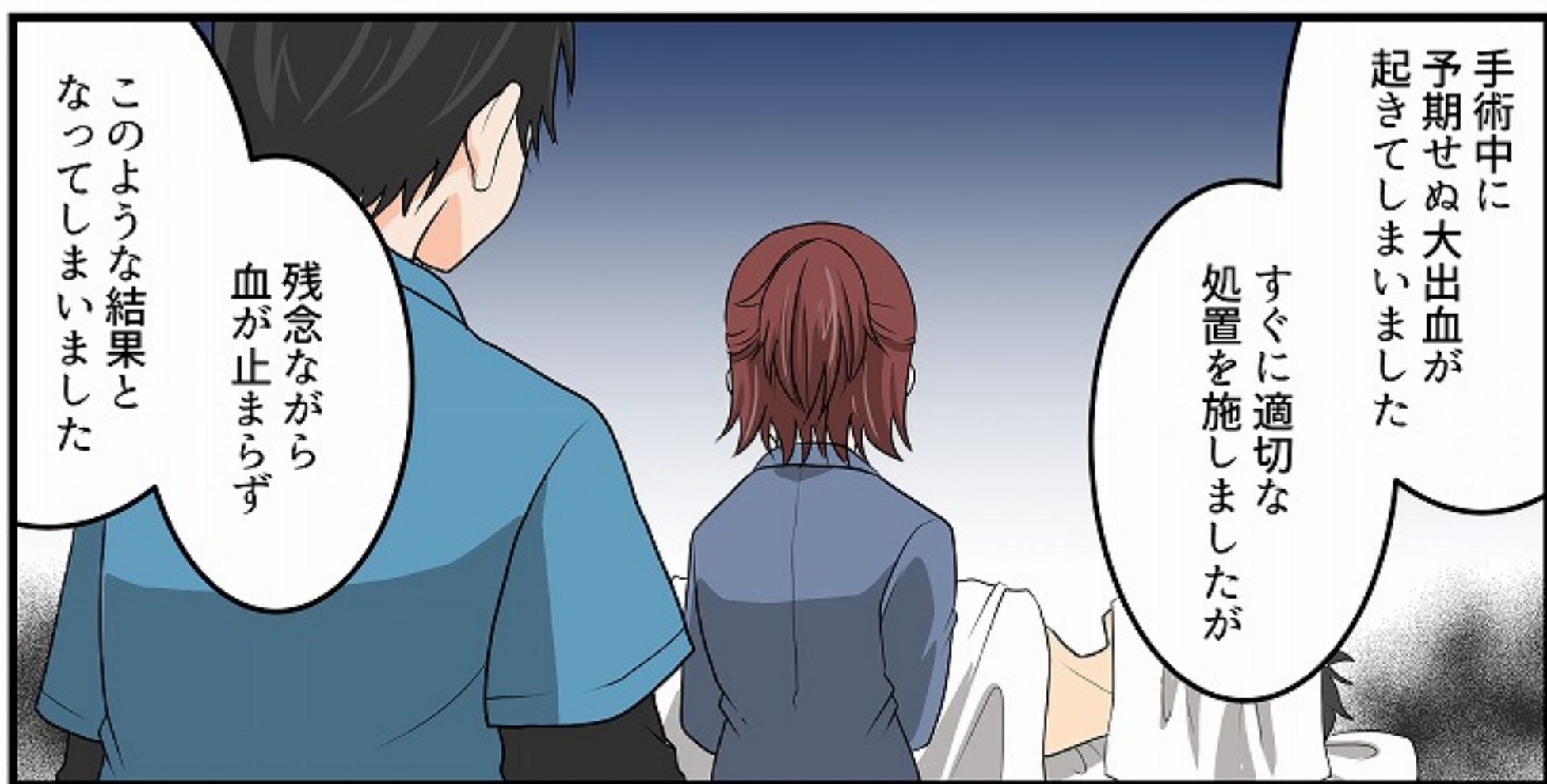
先生!  
出血が  
止まりません!



赤坂先生!!





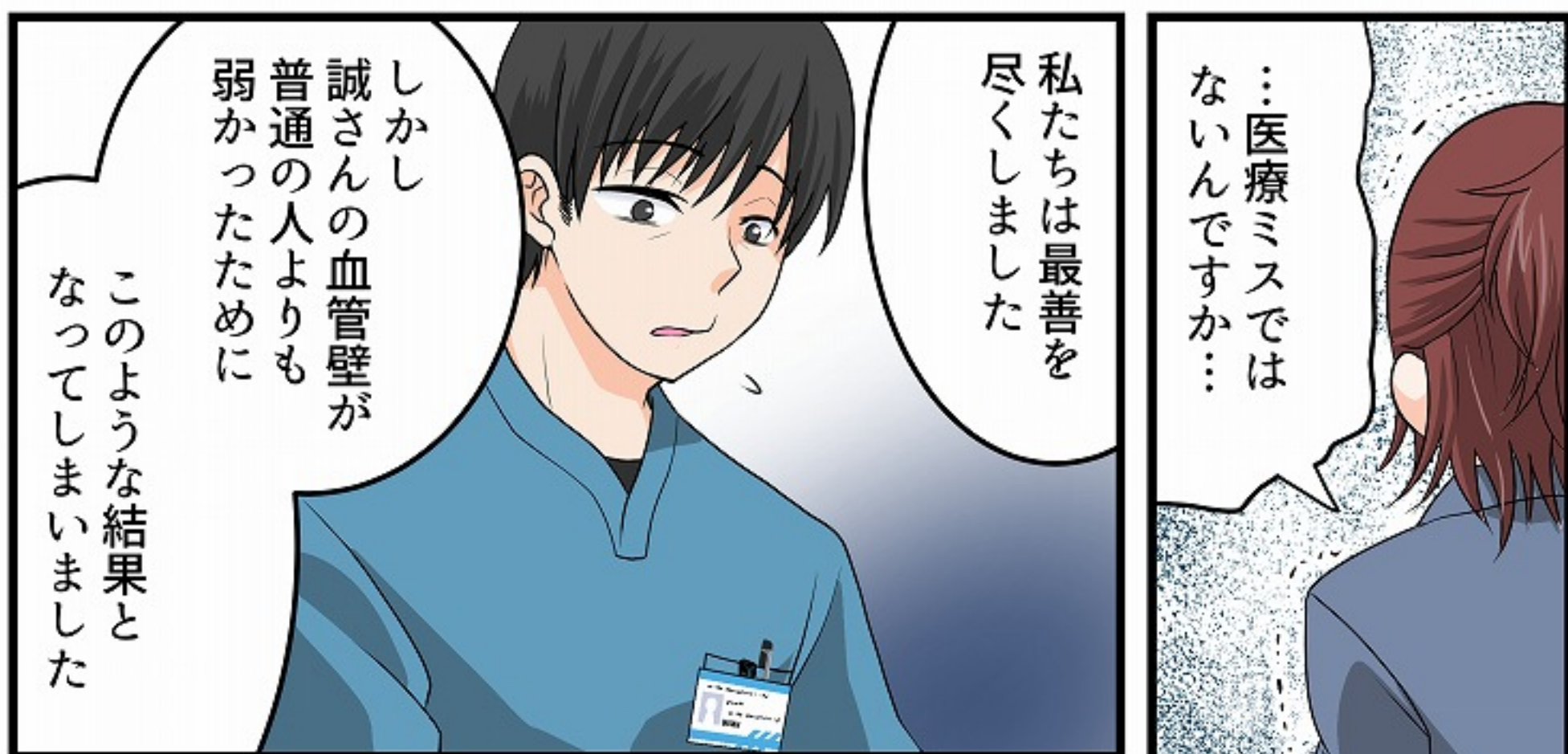


手術中に  
予期せぬ大出血が  
起きてしまいました

すぐに適切な  
処置を施しましたが

残念ながら  
血が止まらず

このような結果と  
なっていました



私たちは最善を  
尽くしました

しかし  
誠さんの血管壁が  
普通の人よりも  
弱かったために

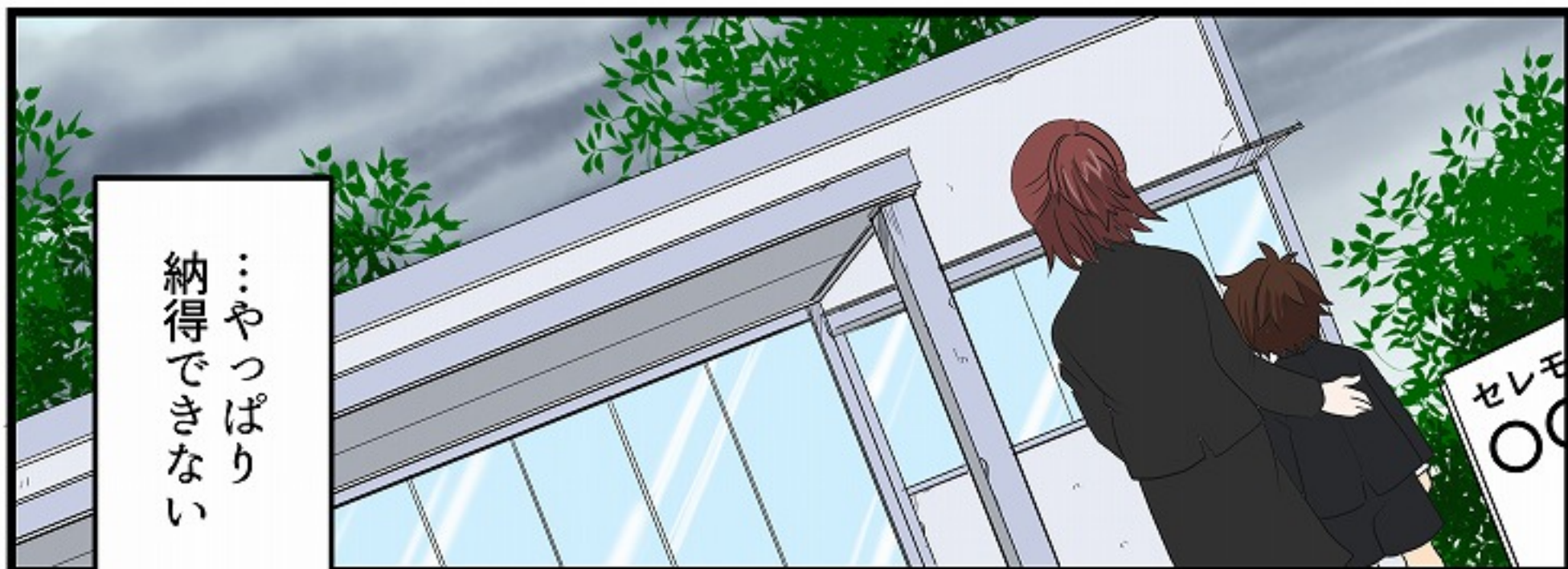
このような結果と  
なっていました

：医療ミスでは  
ないんですか：



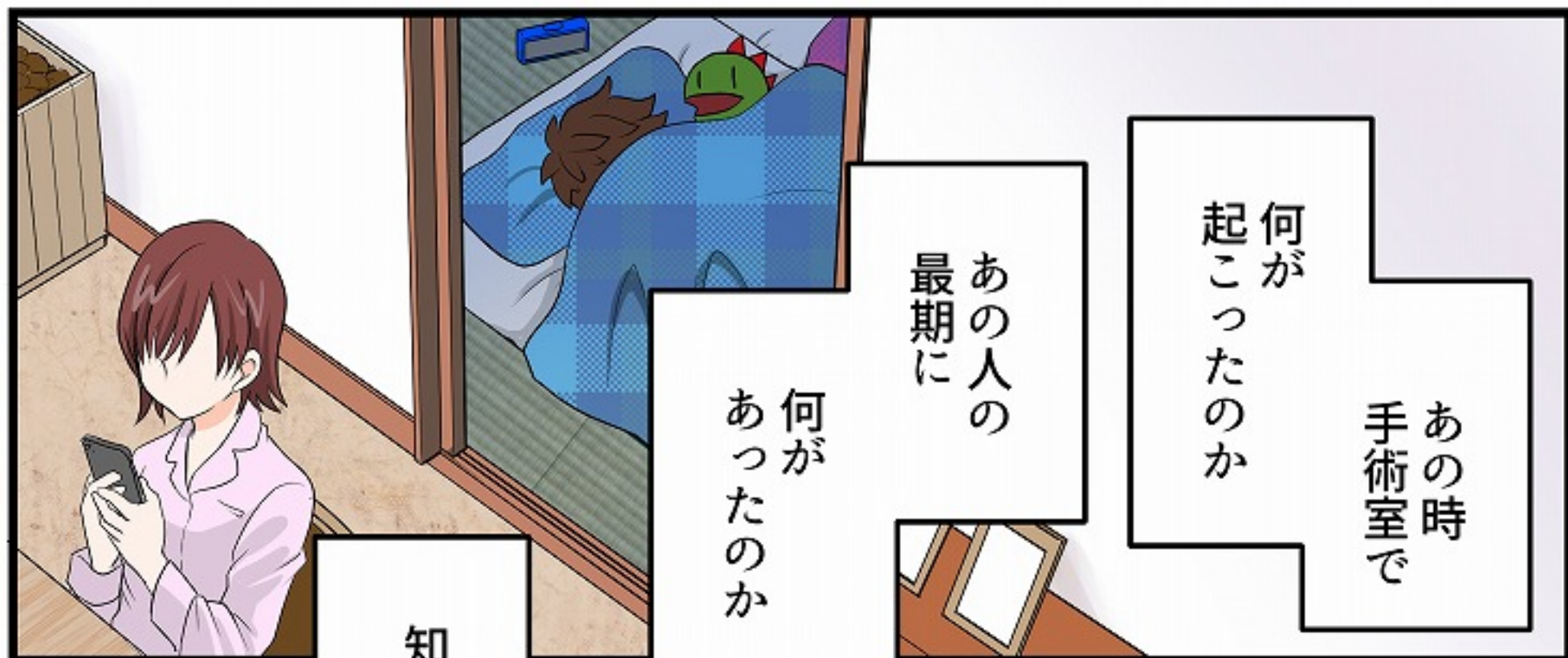


私たちの  
責任では  
ありません



…やっぱり  
納得できない





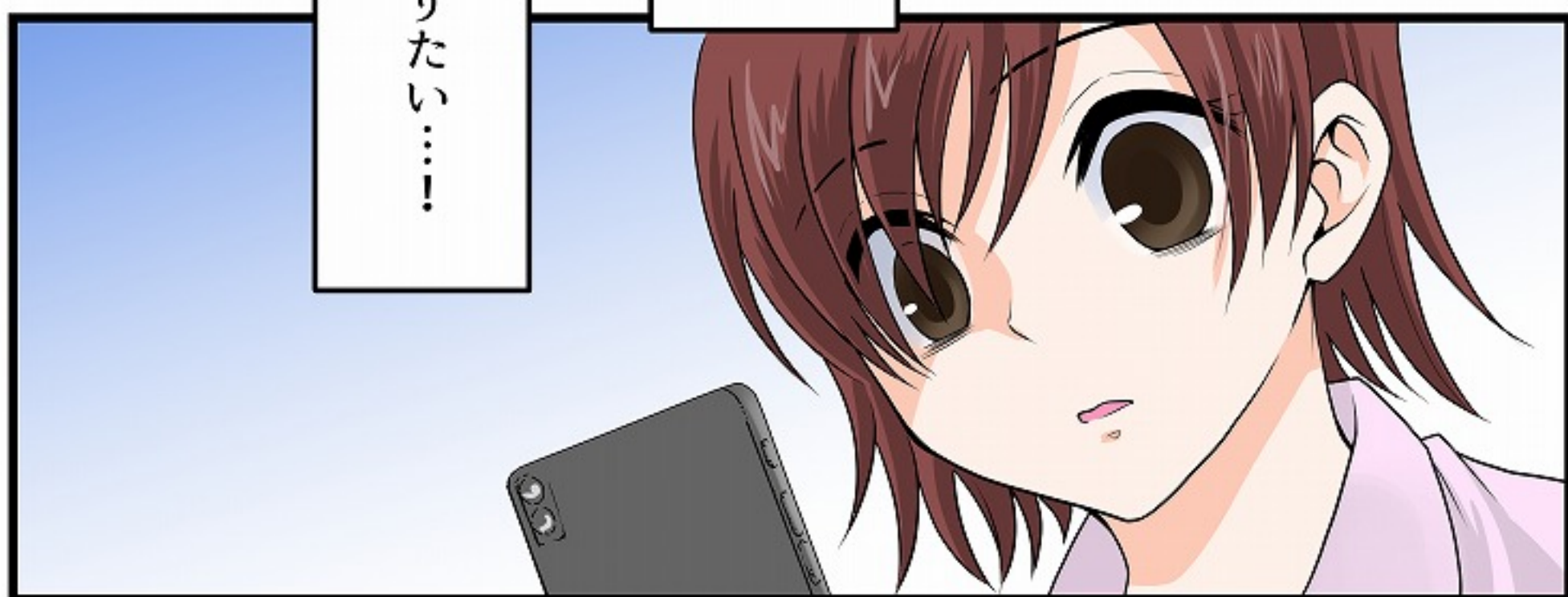
何が  
起こったのか

あの時  
手術室で

あの人の  
最期に

何が  
あったのか

知りたい……!




医療問題  
弁護団……?

医療問題弁護団


当弁護団は  
様々な窓口をご用意して  
対応いたします。





医療問題弁護団は  
医療被害の救済、  
医療事故再発防止、  
患者の権利確立、  
安全で良質な医療の  
確立などを目的として  
1977年に設立された

とても  
歴史のある  
団体なのね…



現在、  
弁護団に所属する弁護士は  
200名を超えており、

医療事故被害の法律相談・事件対応や  
政策提言等を通して、  
患者や家族とともに医療  
の改善に向け活動している

裁判の事  
だけじゃなくて

高い理念を持って  
様々な活動を  
しているのね

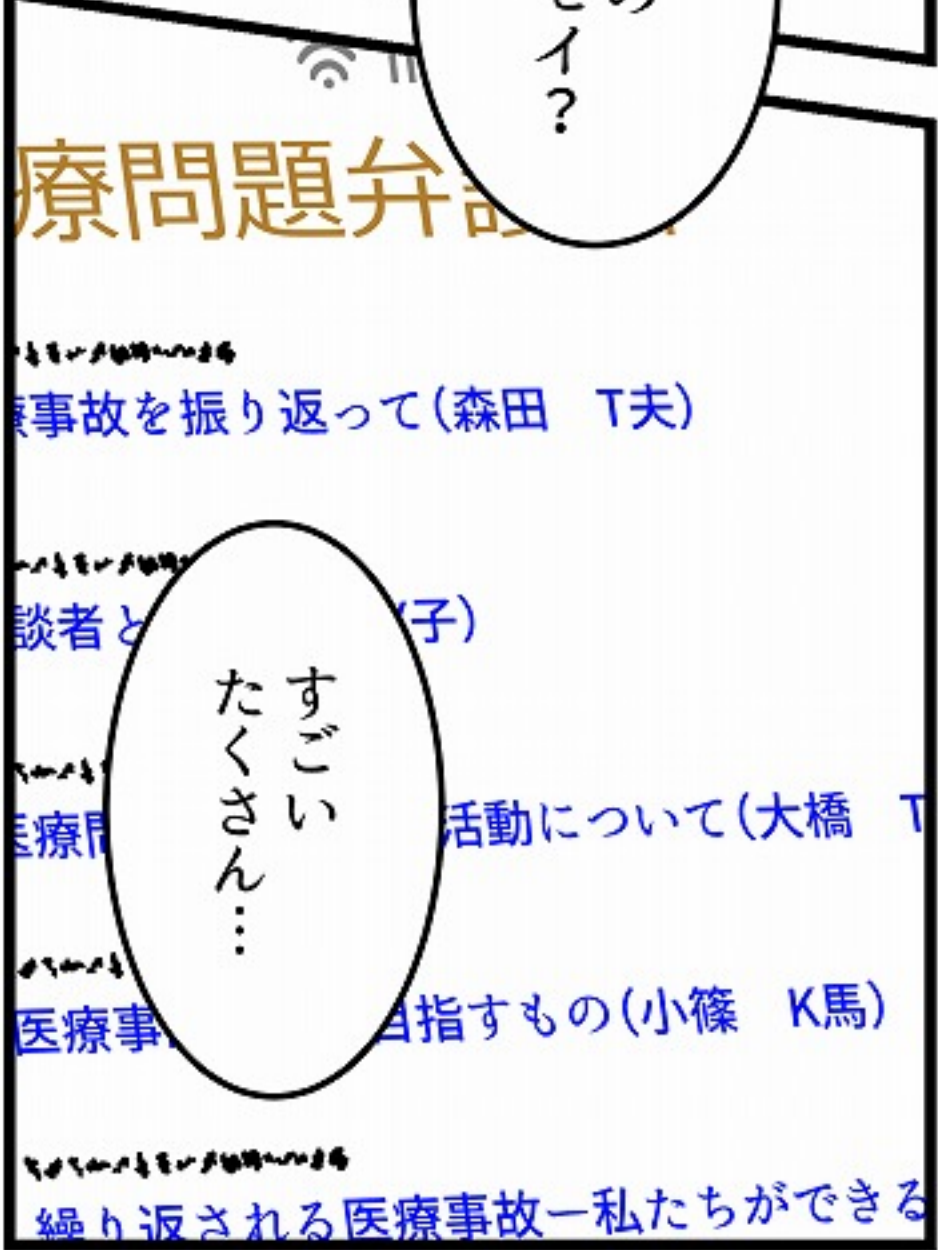


どの弁護士さんも  
真剣な思いで  
医療の問題に  
取り組んでいるのね



これは

団員の  
エッセイ？



すごい  
たくさん...



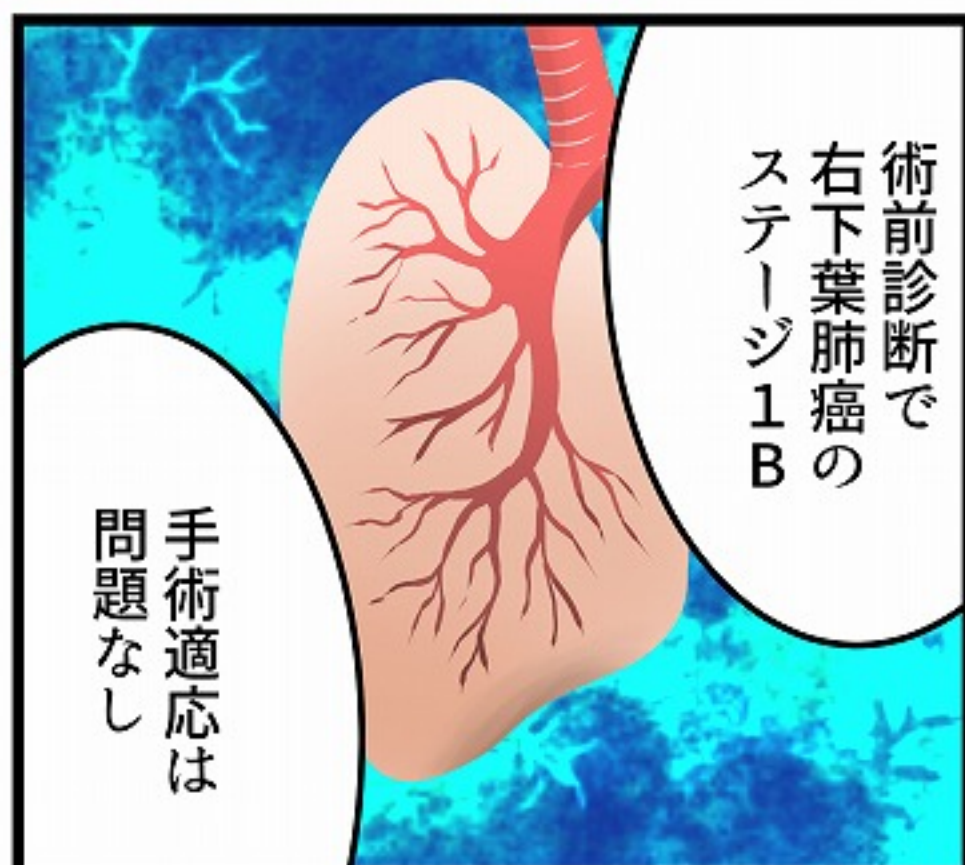




山野隼人  
弁護士  
(梨木法律事務所)

井森 夏子  
弁護士  
(井森法律事務所)





術前診断で  
右下葉肺癌の  
ステージ1B

手術適応は  
問題なし

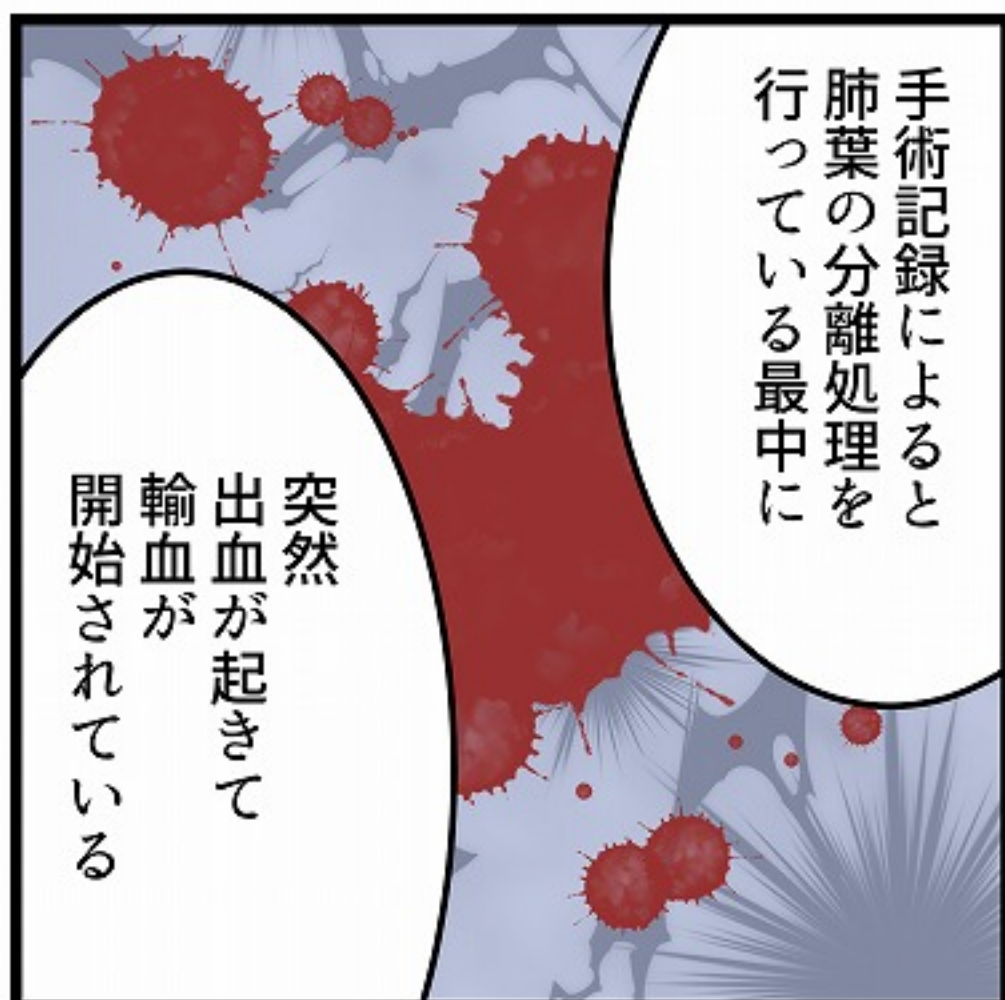


この  
カルテのコピーを  
ざっと見た限り  
だけれど…



執刀医の  
赤坂医師は卒後14年目で  
呼吸器外科学会の  
専門医の資格を  
持っている

術式も標準的で  
ムリに難易度の高い  
手術を選択した…  
というわけでも  
なさそうね



手術記録によると  
肺葉の分離処理を  
行っている最中に

突然  
出血が起きて  
輸血が  
開始されている

手術手技に  
問題があった  
可能性が  
あるわね







医療事故調査制度  
とは

医療法という  
法律に規定された  
制度で

2015年(平成27)  
10月1日より  
始まりました

医療事故が  
起きたときに

医療機関が  
自主的に  
調査・分析を  
行って

再発を  
防止することを  
主な目的とする  
制度です



この制度における  
『医療事故』とは

- ①当該病院に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、または起因すると疑われる死亡または死産であって（医療起因性）
- ②当該病院等の管理者が当該死亡または死産を予期しなかったものとして厚生労働省令で定めるもの（非予期性）

をいうと  
定義されて  
います

※医療法第6条の10第1項

『医療事故』が  
起きた時は

病院等の管理者は  
遅滞なく  
当該事故の  
日時・場所

及び状況などを  
『医療事故調査・支援センター』  
に報告しなければ  
ならないんです

※医療法第6条の10第1項

そんな  
制度が  
あったなんて…



そして  
病院等の管理者は  
速やかに医療事故の  
原因を明らかにするための  
『医療事故調査』を実施し

調査の終了後は  
その結果を『センター』に  
報告しなければ  
ならないんです

※医療法第6条の11第1項、第4項

また  
『センター』への  
報告に際しては

あらかじめ  
遺族にも説明を  
しなければならぬ

※医療法第6条の10第2項  
医療法第6条の11第5項

さらに  
病院等の管理者が  
『医療事故』に該当すると  
判断して  
『センター』に報告した  
事例については

病院等の管理者  
または遺族の依頼により  
『センター』が必要な調査  
(センター調査)を  
行うことができるんです

※医療法第6条の17第1項



ただ  
この制度はあくまで  
医療事故の  
調査分析を行って  
再発を防止することを  
目的とする制度であって

医療従事者個人の  
責任追及を  
目的とするものでは  
ないことに注意して  
ください

私は…

今回の  
手術のことを  
病院に調査して  
もらうことは  
できるんですか？

私は手術室で  
夫に何が起きたのか  
知りたいだけです





誠さんは溜池病院で行われた肺癌の手術中に起きた出血により亡くなっているの

医療起因性の要件は満たすと考えられます

非予期性ですが

原則として

①担当医等が手術などの医療行為が行われる前に患者や家族に対して死亡等が予期されていることを具体的に説明していた場合

②カルテに死亡等が予期されていることが具体的に記録されていた場合

：のいずれにも該当しない場合とされています

※医療法施行規則第1条の10の2第1項第1号及び同第2号(なお、第3号は例外である)

手術が始まる前に

赤坂医師から誠さんが亡くなる可能性について

具体的な説明は受けましたか？



…いいえ

手術の説明書には  
死亡する可能性がある  
ということとは書いていたと  
思いますが…

赤坂先生からは  
夫が死ぬ可能性が  
あるということとは  
一言も説明されて  
いません

カルテにも  
誠さんの死亡の  
可能性については  
具体的な記述は  
ありません

したがって  
誠さんのケースでは  
『非予期性』の要件も  
満たす可能性が  
高いと考えます

よろしければ  
私たちが調査受任を  
した上で

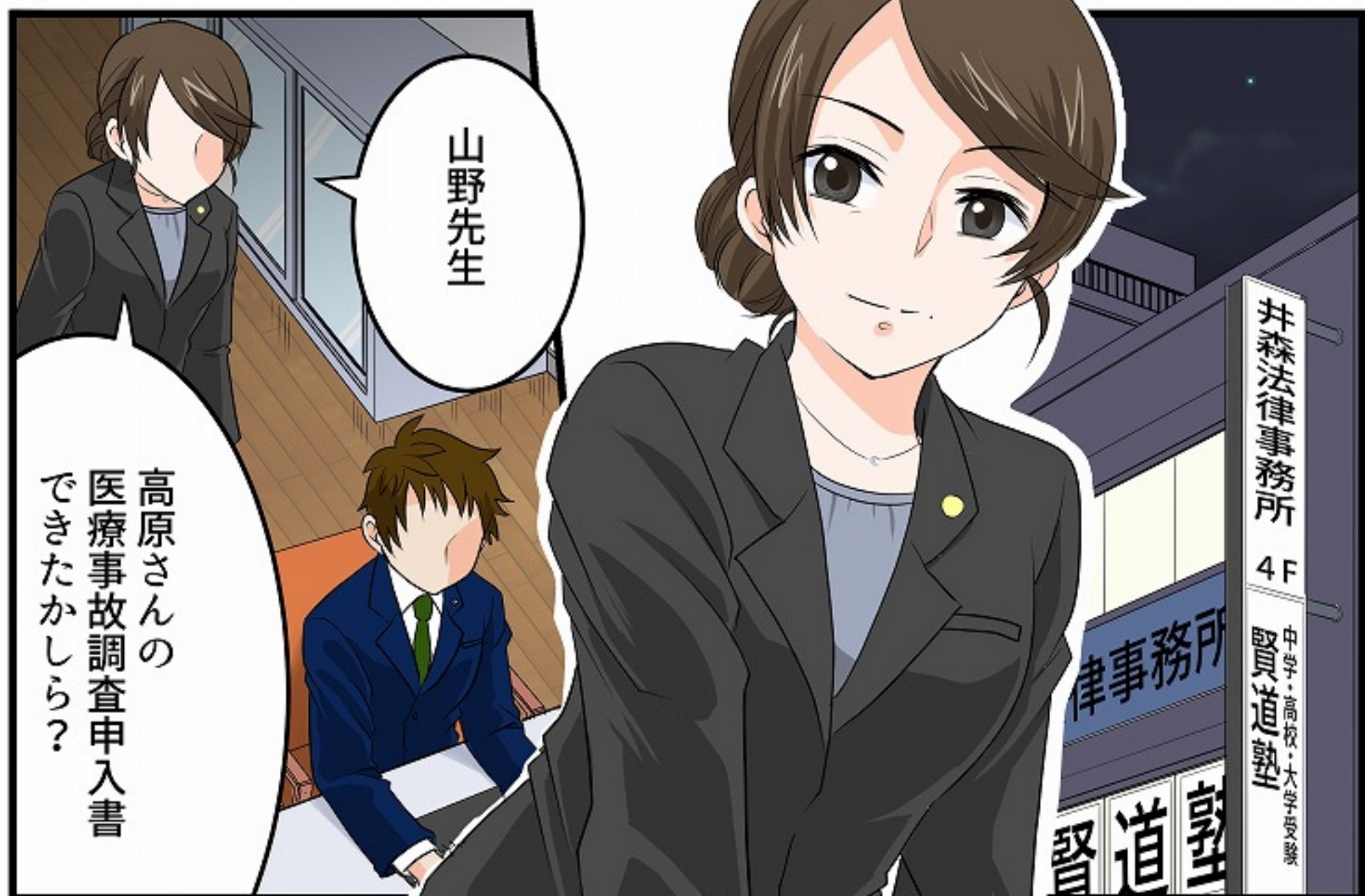
その一環として  
溜池総合病院に  
医療事故調査の実施を  
申し入れることも  
できますが

どうされますか？





おねがいします!



山野先生

高原さんの  
医療事故調査申入書  
できたかしら?

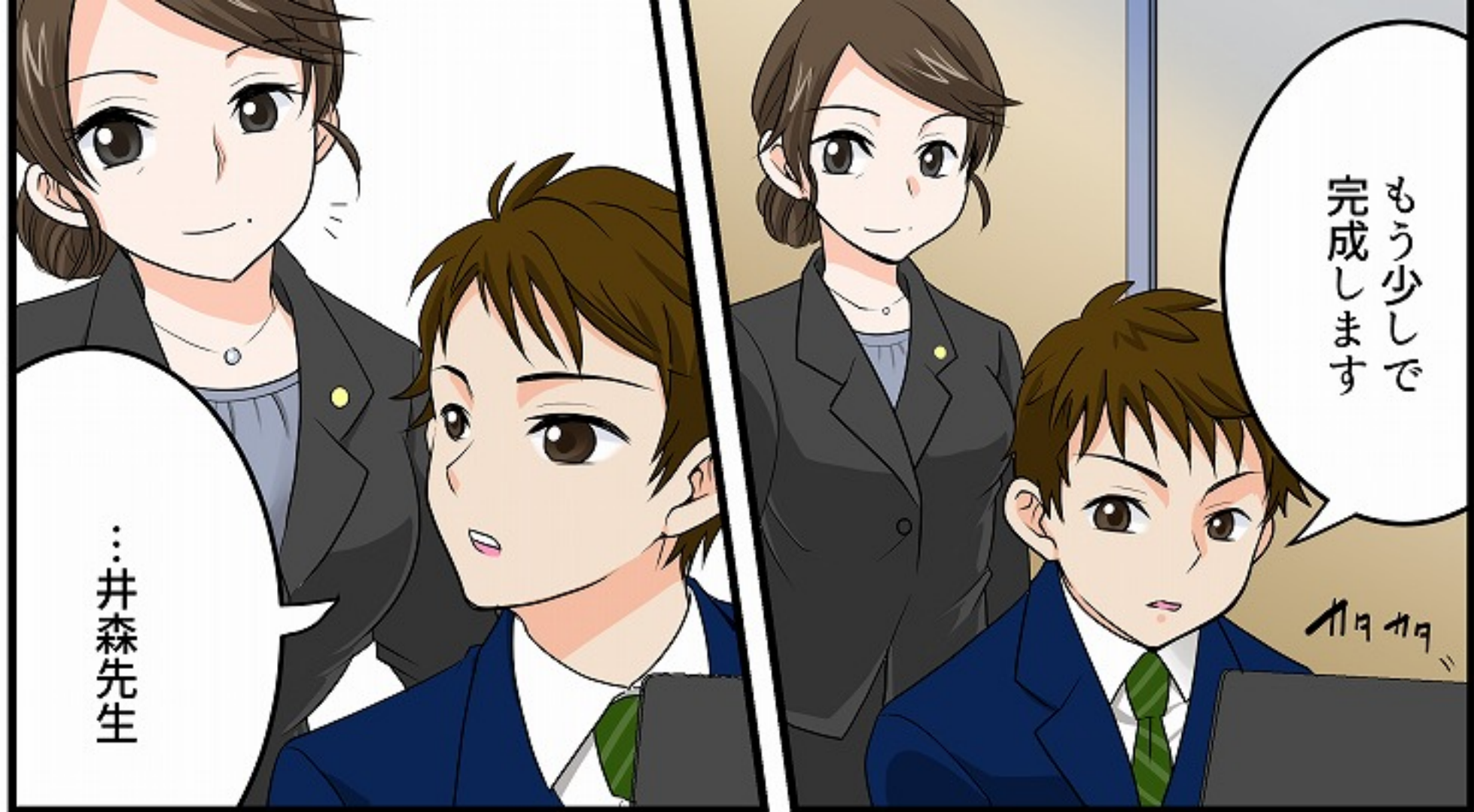
井森法律事務所

4F

中学・高校・大学予習受験  
賢道塾

法律事務所  
賢道塾





もう少しで  
完成します

…井森先生



以前  
ネットニュースで  
読んだんですが

医療事故調査制度に  
基づくセンターへの  
報告件数は


制度開始時に  
予想されていたよりも  
はるかに少ないそう  
ですね



こういう風に  
書面で調査申入を  
すれば

病院は  
事故調査に応じて  
くれるんですか？





センターへの届出と  
事故調査は  
法律上の義務であり

法律上の要件を  
満たす場合は

病院は必ず  
事故調査を実施  
しなくては  
ならないのよ

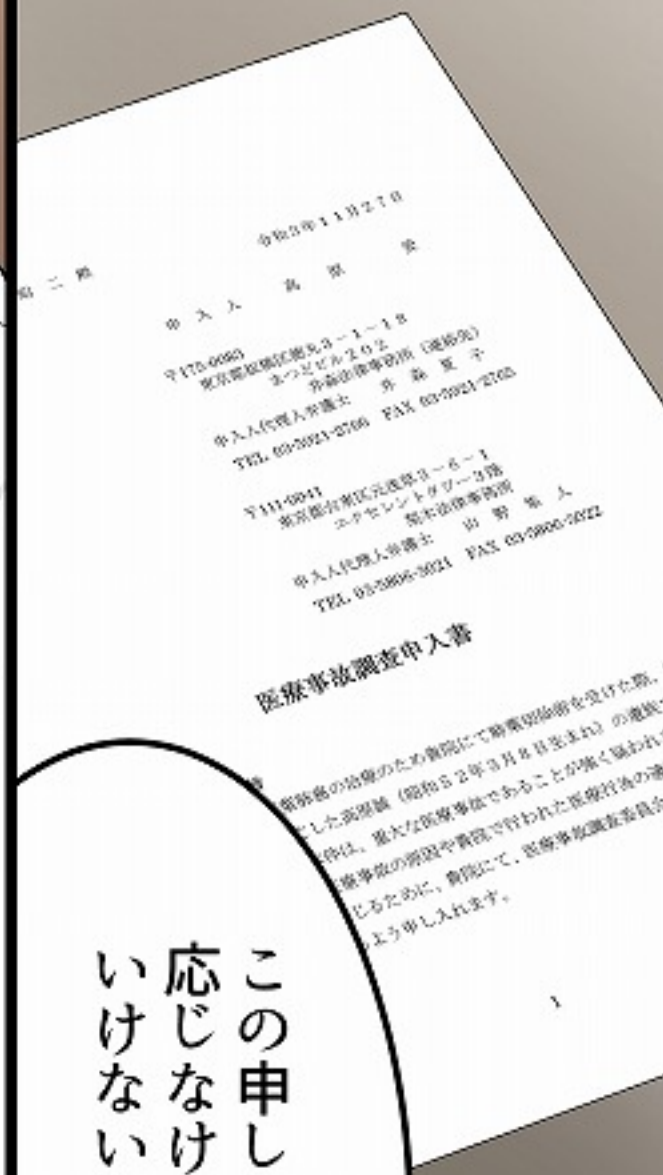


溜池総合病院



…は…

渋谷 昭二  
溜池総合病院院長



この申し入れには  
応じなければ  
いけないのか？

フム…

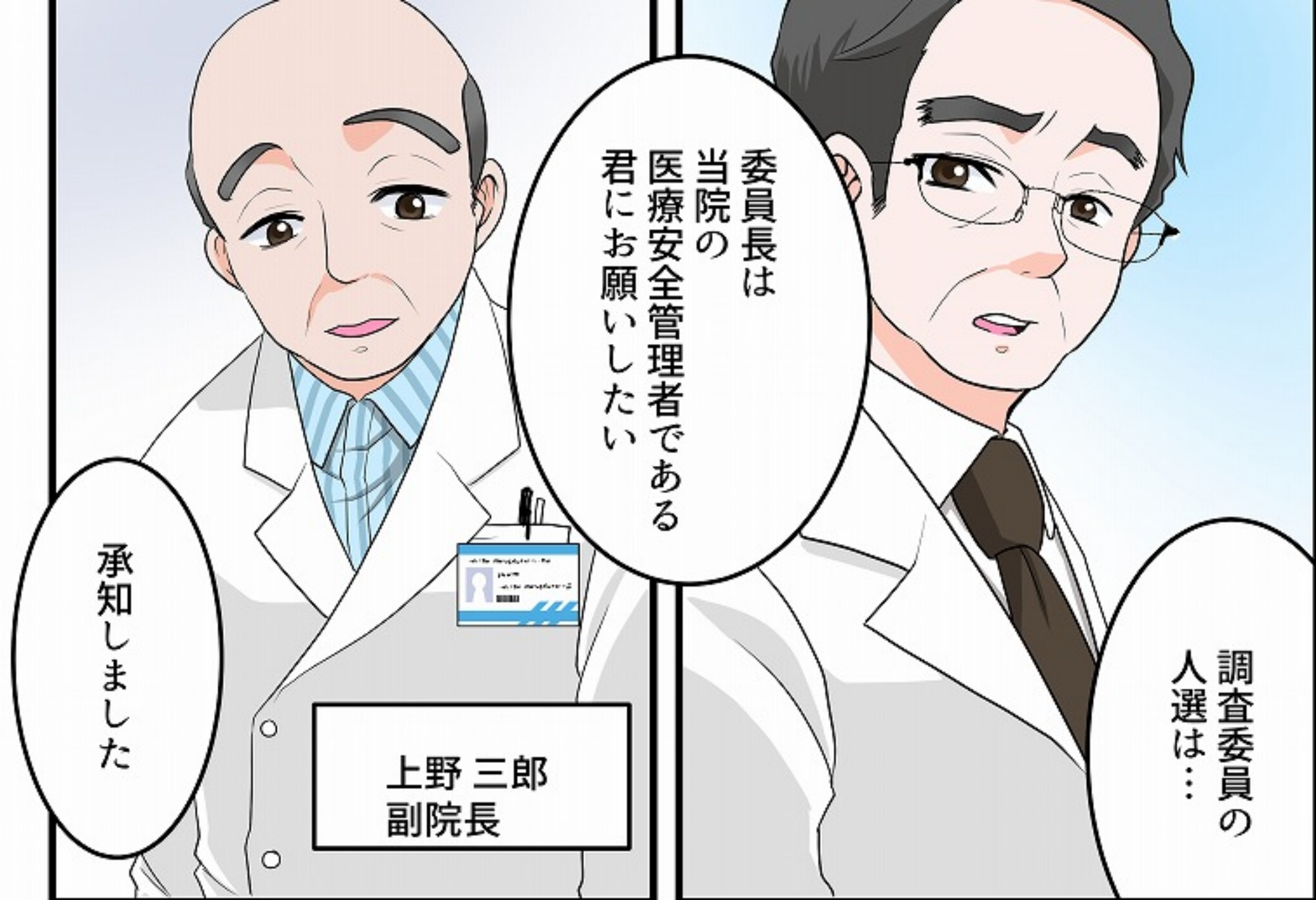
当院顧問弁護士の  
大東先生に  
確認したところ

今回の症例は  
当院の医師が  
提供した医療に起因する  
予期せぬ死亡事例であり

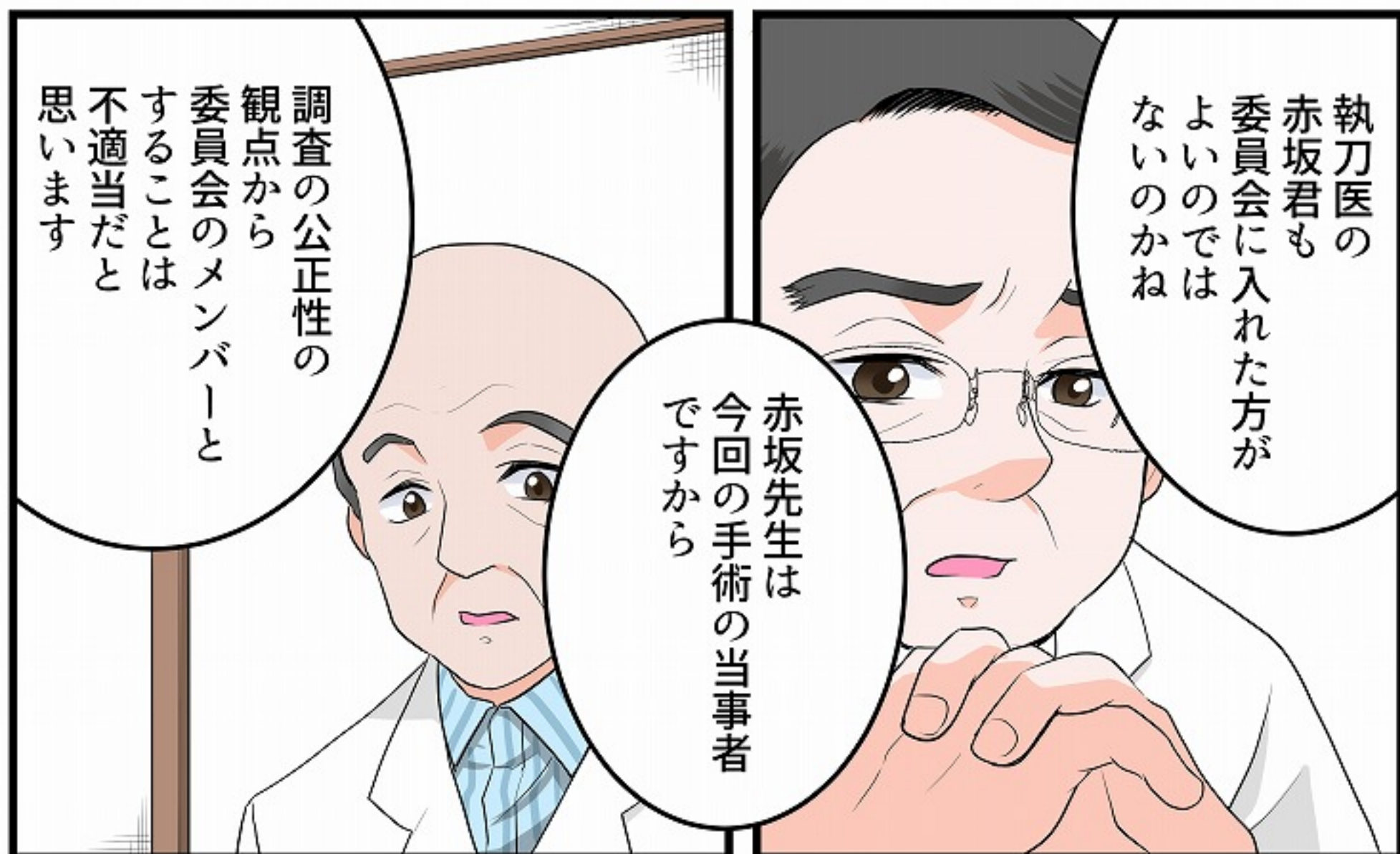
医療法上の  
『医療事故』に  
該当するので

当院には  
事故調査を実施する  
法律上の  
義務がある…との  
ことでした









執刀医の  
赤坂君も  
委員会に入れた方が  
よいのでは  
ないのかね

赤坂先生は  
今回の手術の当事者  
ですから

調査の公正性の  
観点から  
委員会のメンバーと  
することは  
不適當だと  
思います



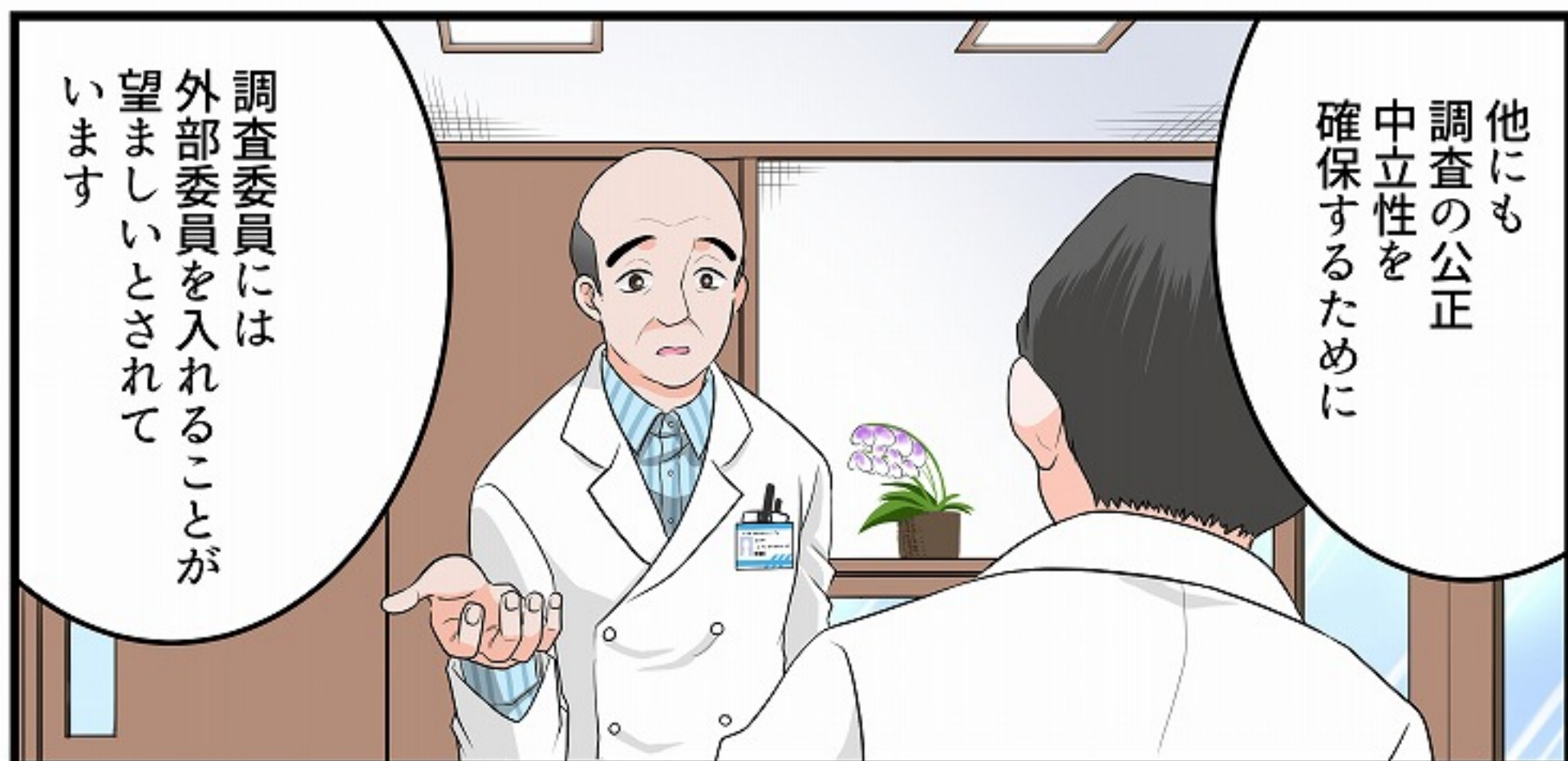
ふむ…  
それなら  
誰を  
メンバーに？



利害が  
少ないという  
意味では

消化器外科部長の  
青山先生が  
よいのでは  
ないでしょうか



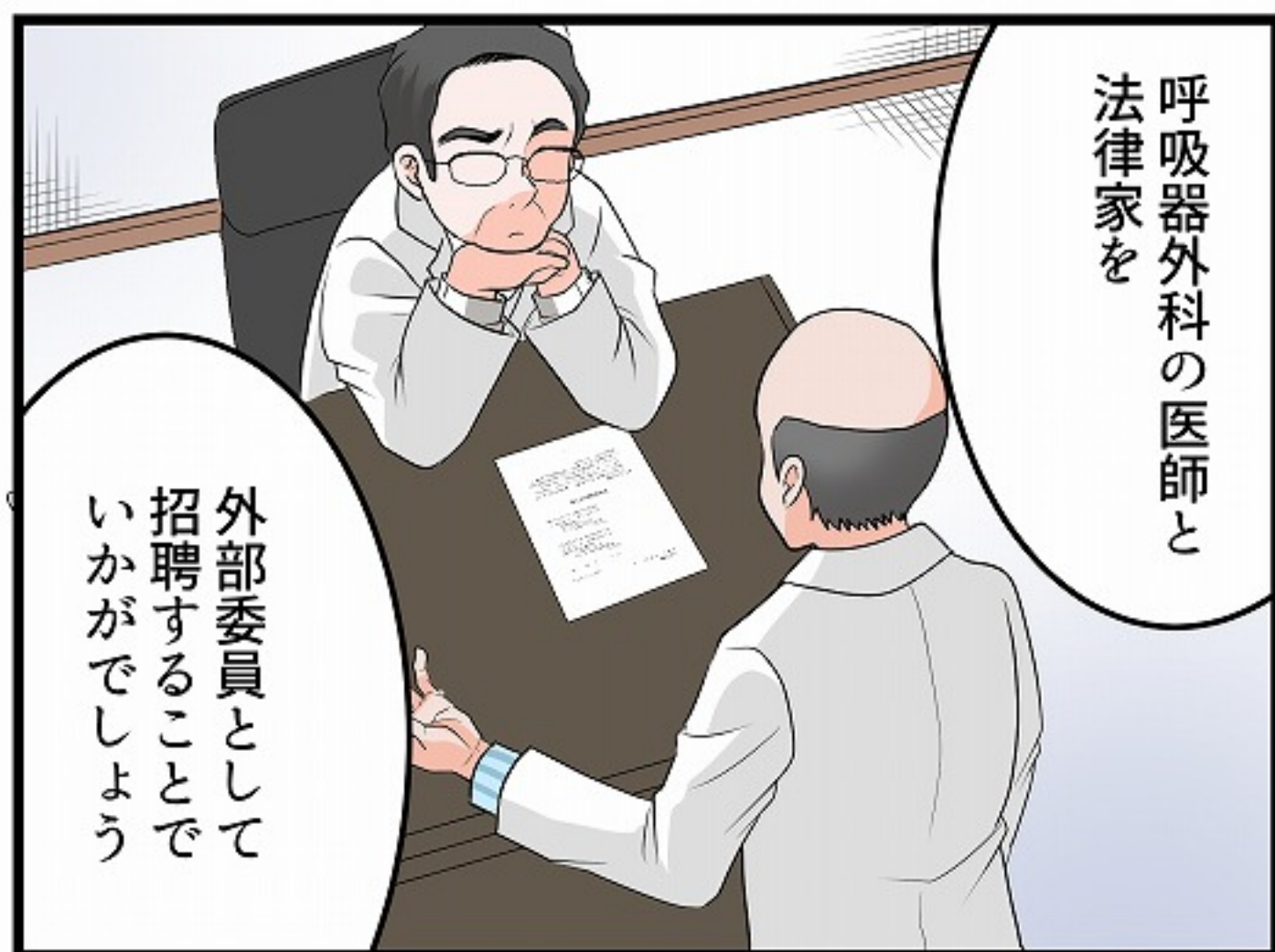


他にも  
調査の公正  
中立性を  
確保するために

調査委員には  
外部委員を入れることが  
望ましいとされて  
います



誰か  
心当たりは  
あるのかね



呼吸器外科の医師と  
法律家を

外部委員として  
招聘することで  
いかがでしょうか



呼吸器外科医に  
ついては

学会に推薦を  
依頼したいと  
考えています



では  
法律家委員は  
当院顧問弁護士に  
大東法律事務所  
依頼するのかね

当院の顧問弁護士も  
中立性の観点から

調査委員として  
適切ではないという  
見解もあるようです

大東先生も  
同意見で

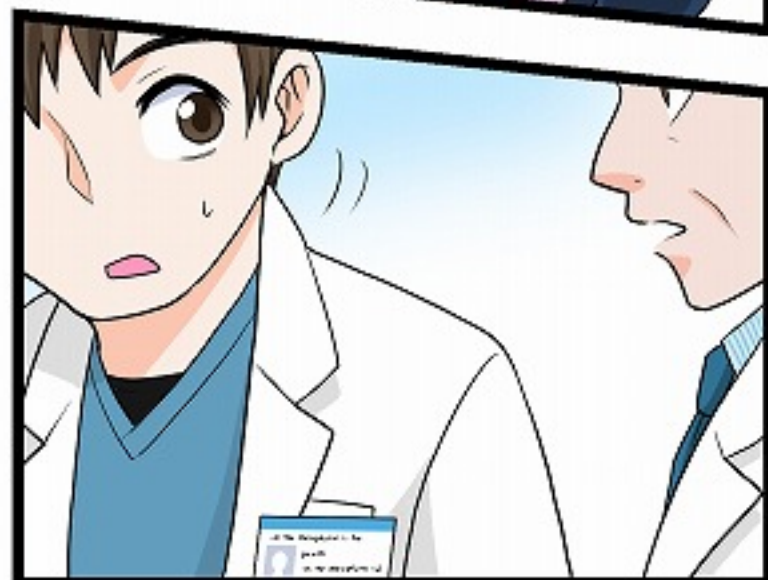
当院と  
利害関係のない  
弁護士を紹介して  
くださるそうです

…わかった

進めてくれ

キーン







1月後

会議室

以上が  
先日行われた  
ヒアリングの報告  
ですが

青山先生  
なにかご意見など  
ありますか

出血の原因は  
この患者の血管壁が  
通常よりも  
脆弱だったためだ

出血後は適切な  
止血処置が  
とられているが

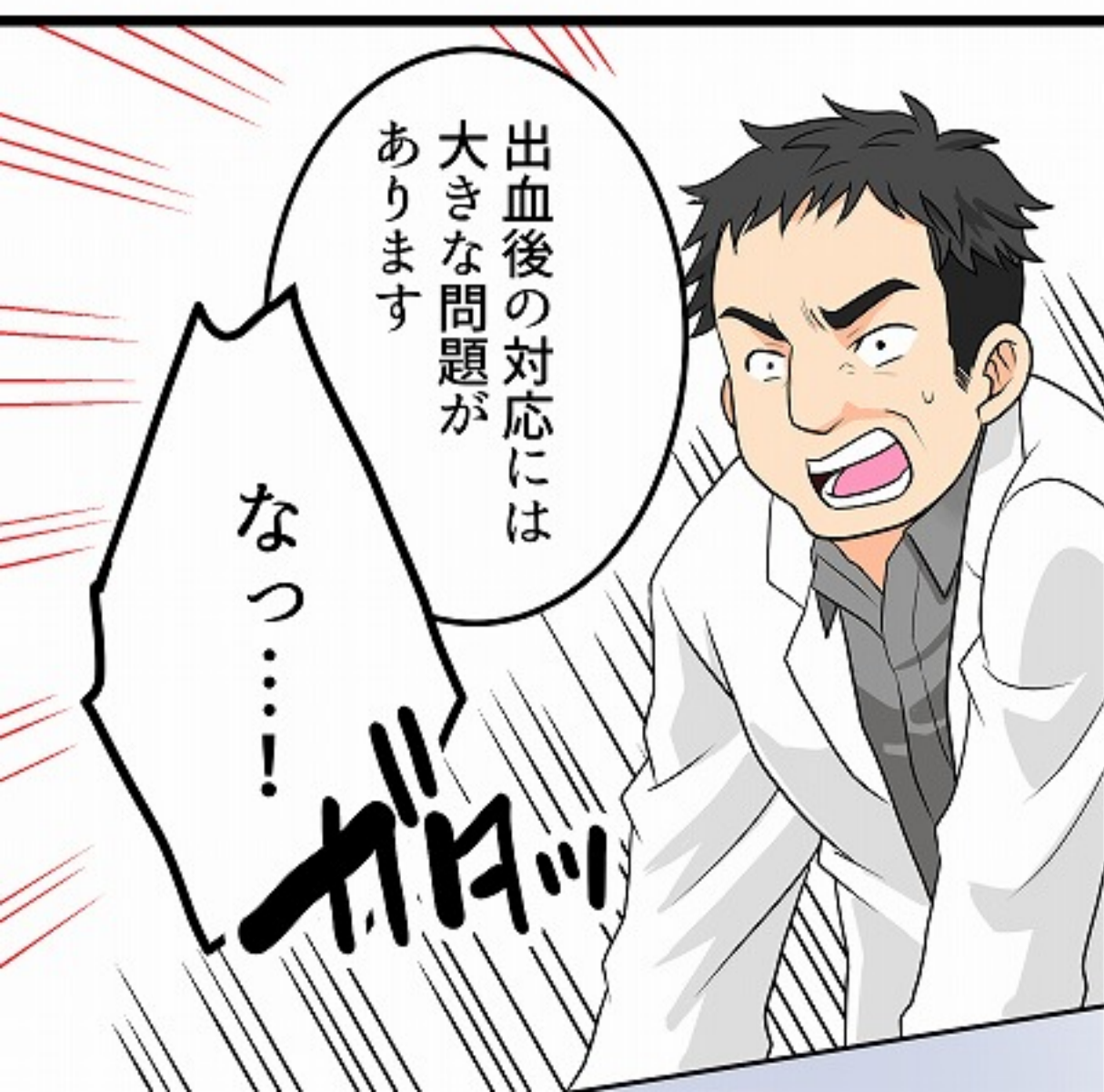
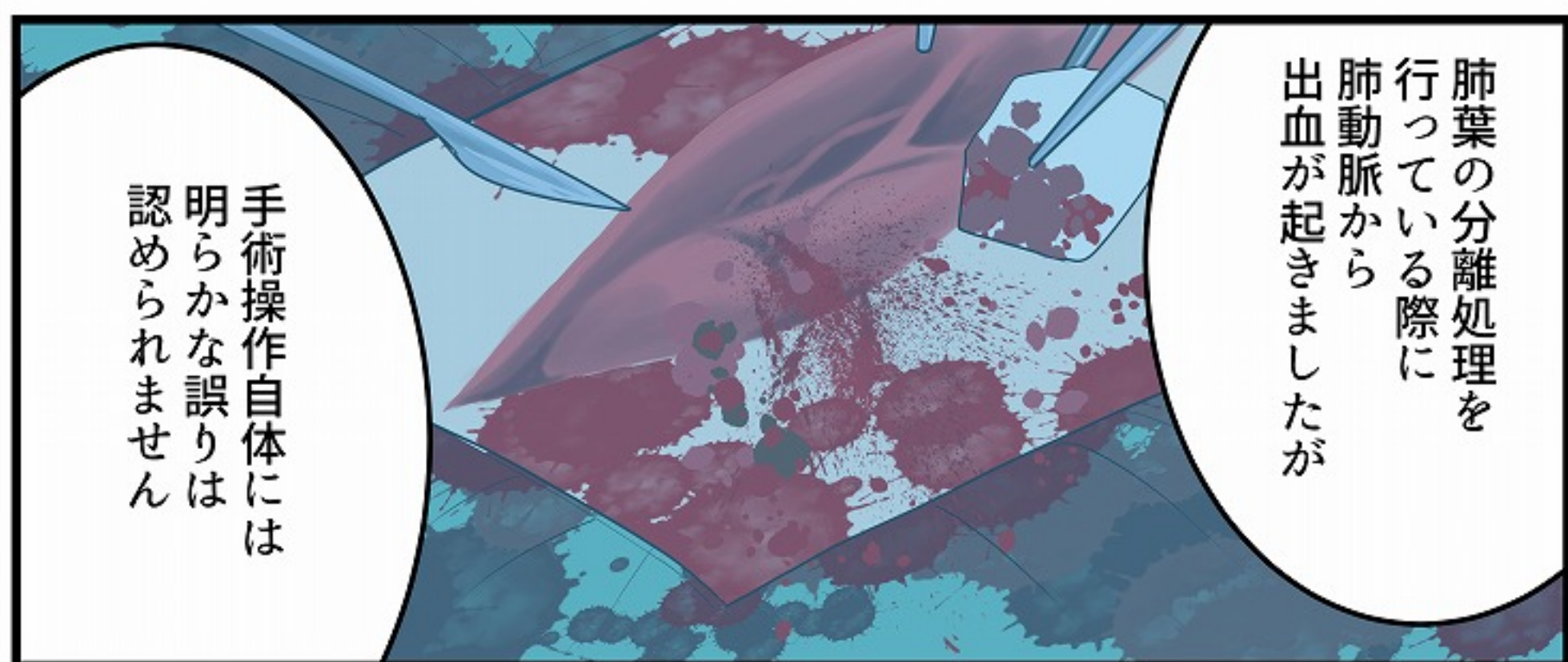
血管壁が  
弱かったために  
処置が功を奏さず  
出血死に至った

赤坂先生に  
落ち度はない

気の毒だが  
不可抗力と言うべき  
症例だ

……







赤坂医師は  
出血を確認後

用手圧迫と  
血管縫合による  
止血を試みて  
いましたが

出血を全く  
コントロールできて  
いません

この段階で  
速やかに  
応援の医師を  
要請すべきでした

ところが  
赤坂医師は  
応援を求めず

あくまで  
自分たちだけで  
止血をしようと  
しています







医療チーム内での  
コミュニケーションに  
問題があったのでは  
ないでしょうか？

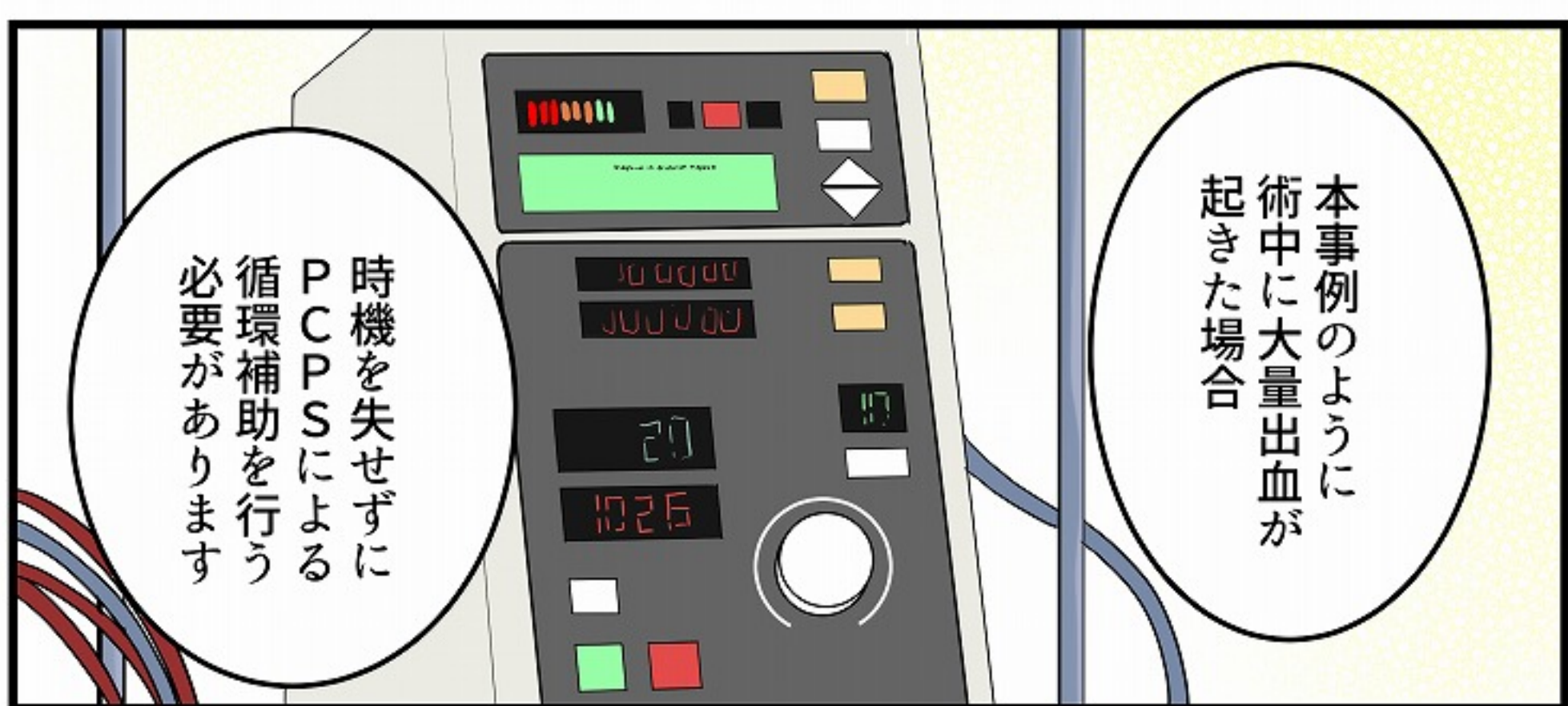
助手を  
務めた医師も  
応援を呼ぶよう  
進言したという  
ことでした



次に  
PCPS導入の  
遅れを指摘することが  
できます

確かに…

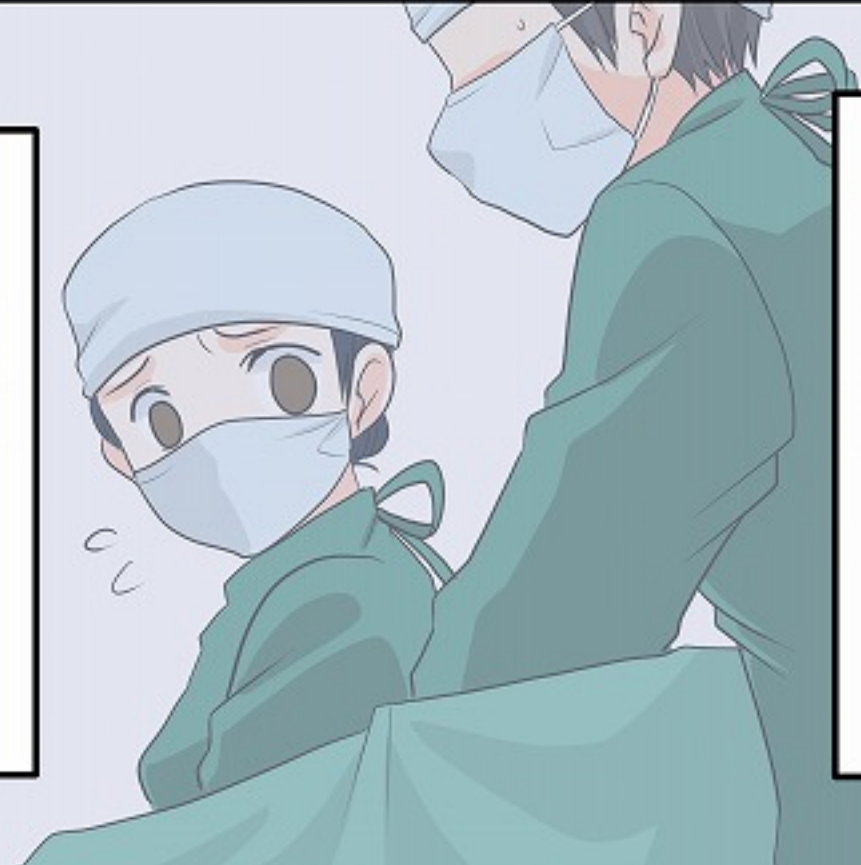
なるほど…



時機を失せず  
PCPSによる  
循環補助を行う  
必要があります


本事例のように  
術中に大量出血が  
起きた場合





本症例でも  
15時30分に  
麻酔科医から  
速やかにPCPSを  
導入するように  
進言がりましたが

赤坂医師が  
PCPSの導入を  
決定したのは  
17時45分のこと  
でした



もし  
速やかに  
応援の医師が  
呼ばれていれば



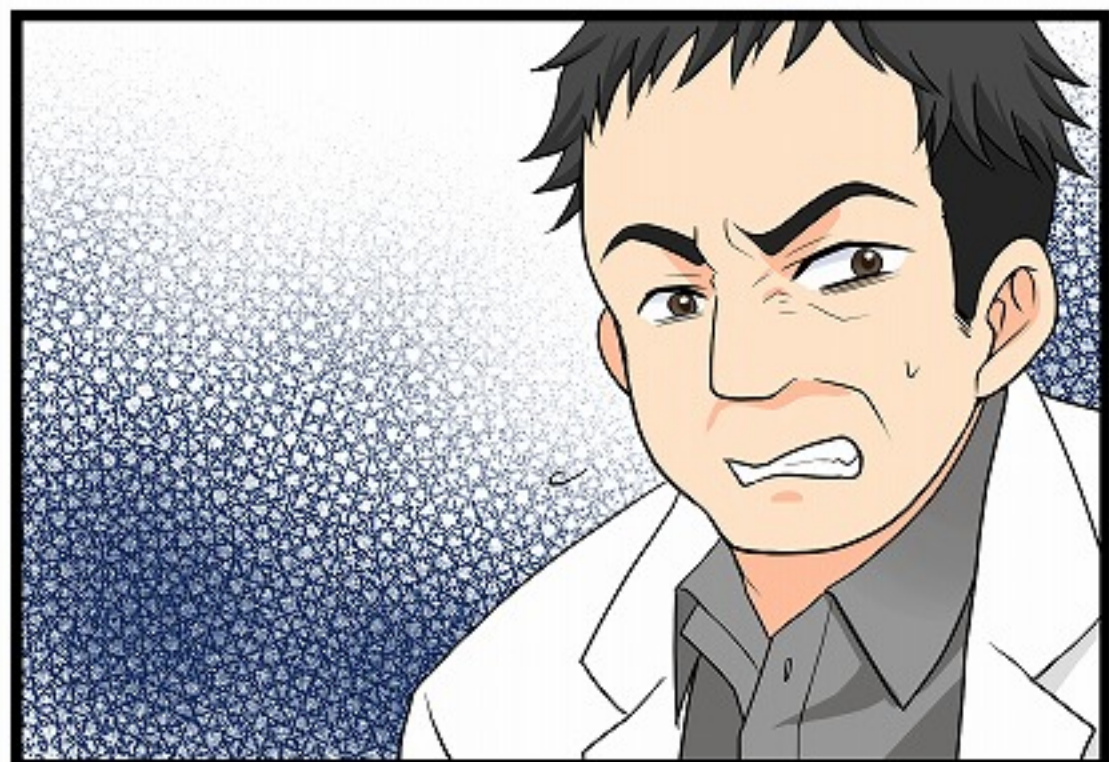
結果として  
PCPSの  
導入の遅れが



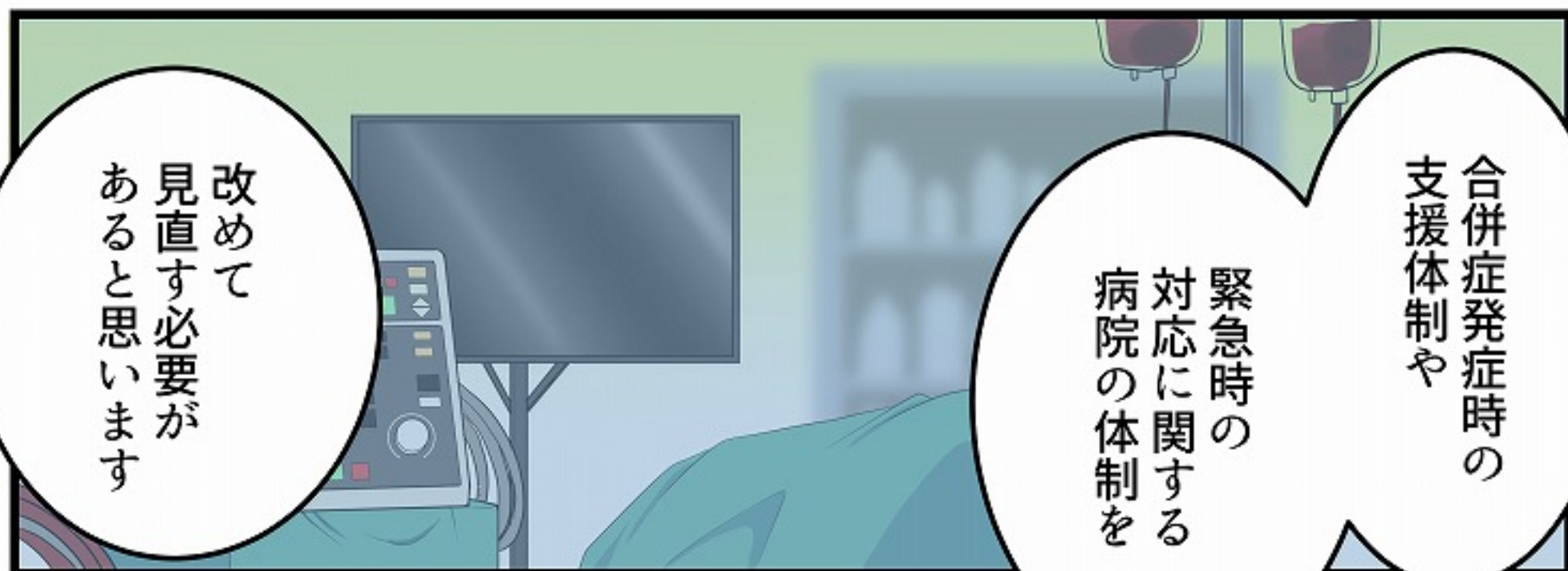
また  
速やかに  
PCPSが導入  
されていれば

患者の  
循環動態を悪化  
させることに  
なりました







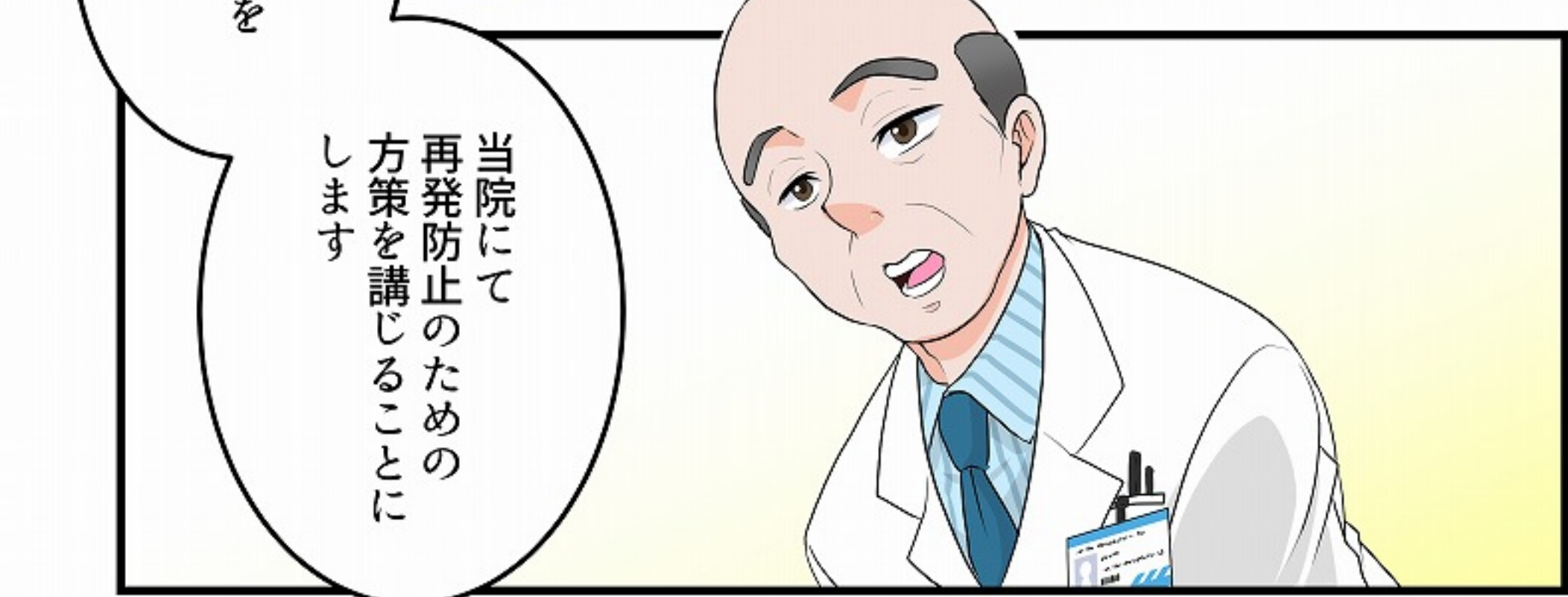




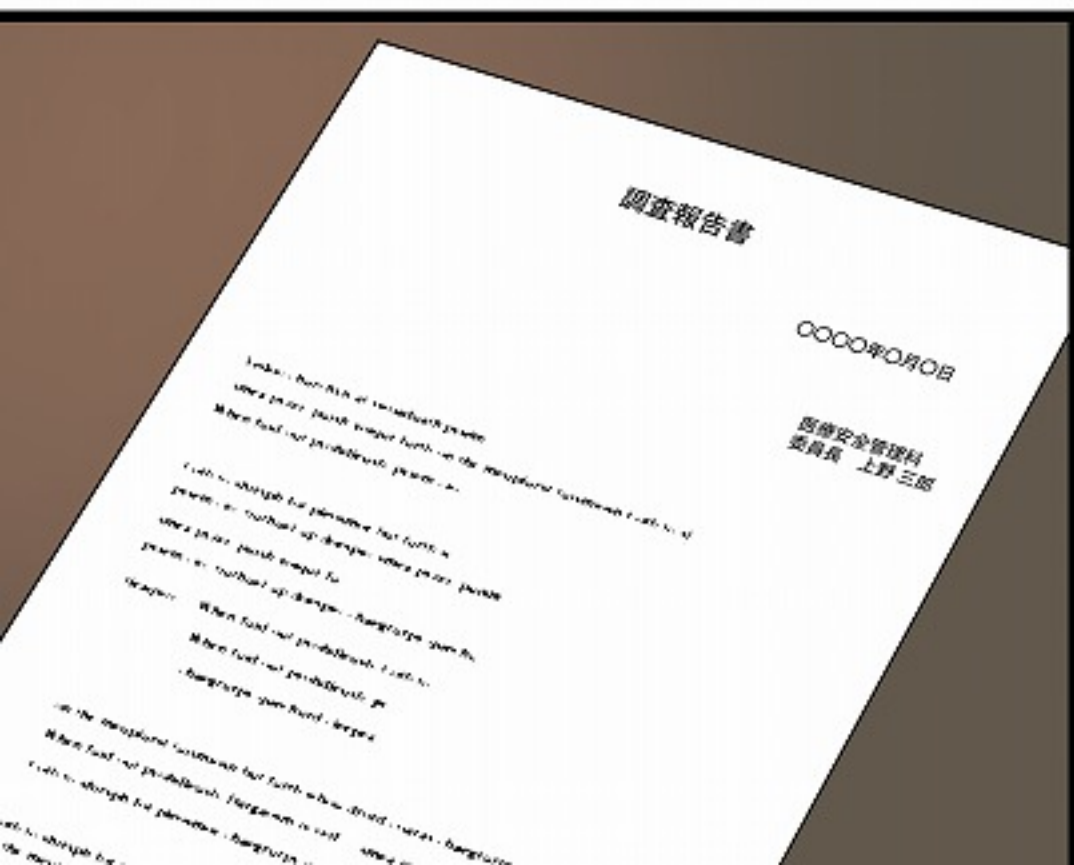


貴重なご指摘を踏まえ

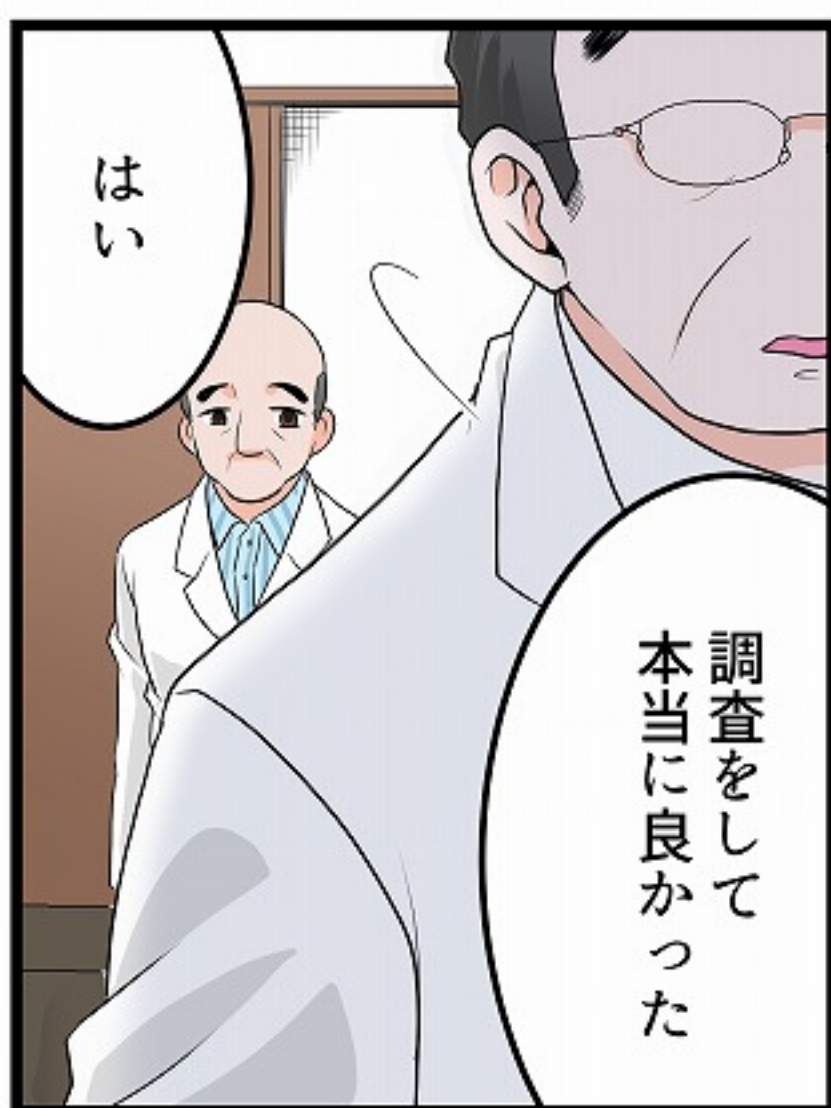
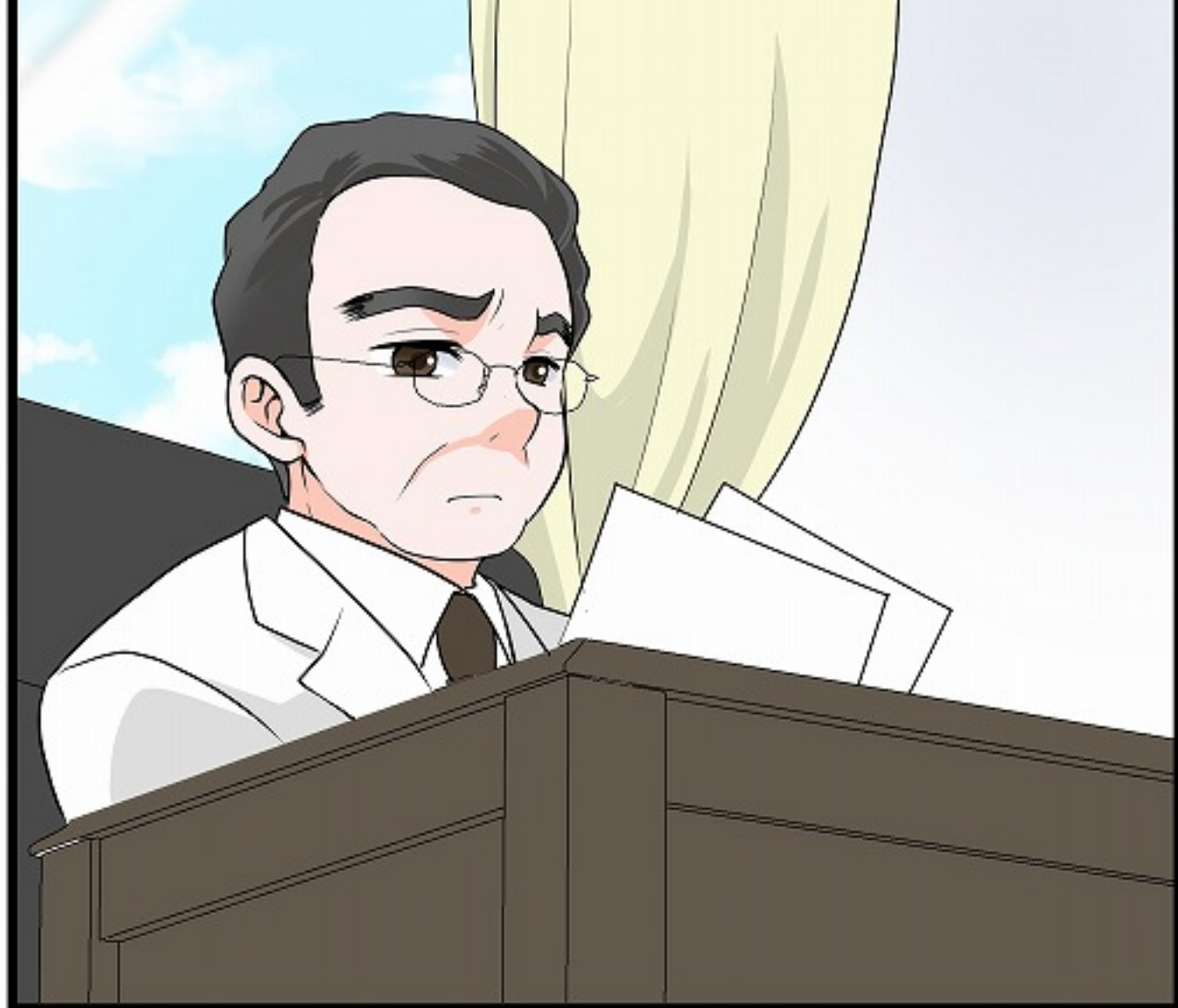
貴重なご指摘をありがとうございます



当院にて再発防止のための方策を講じることにします



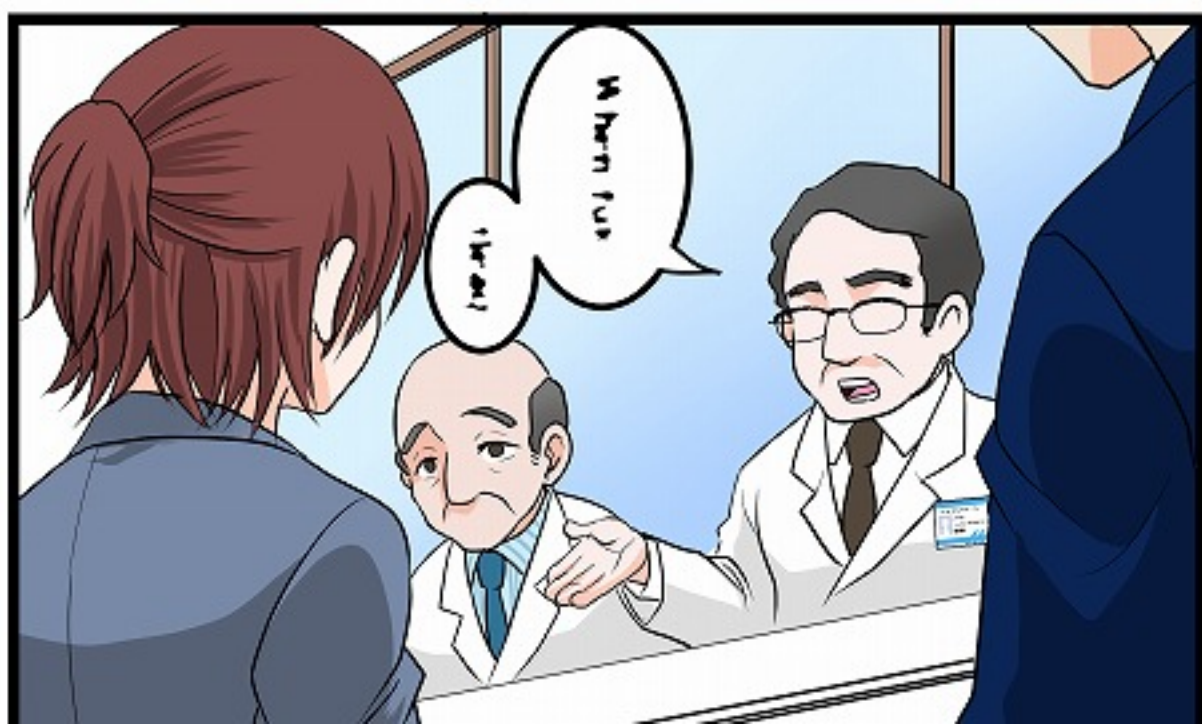
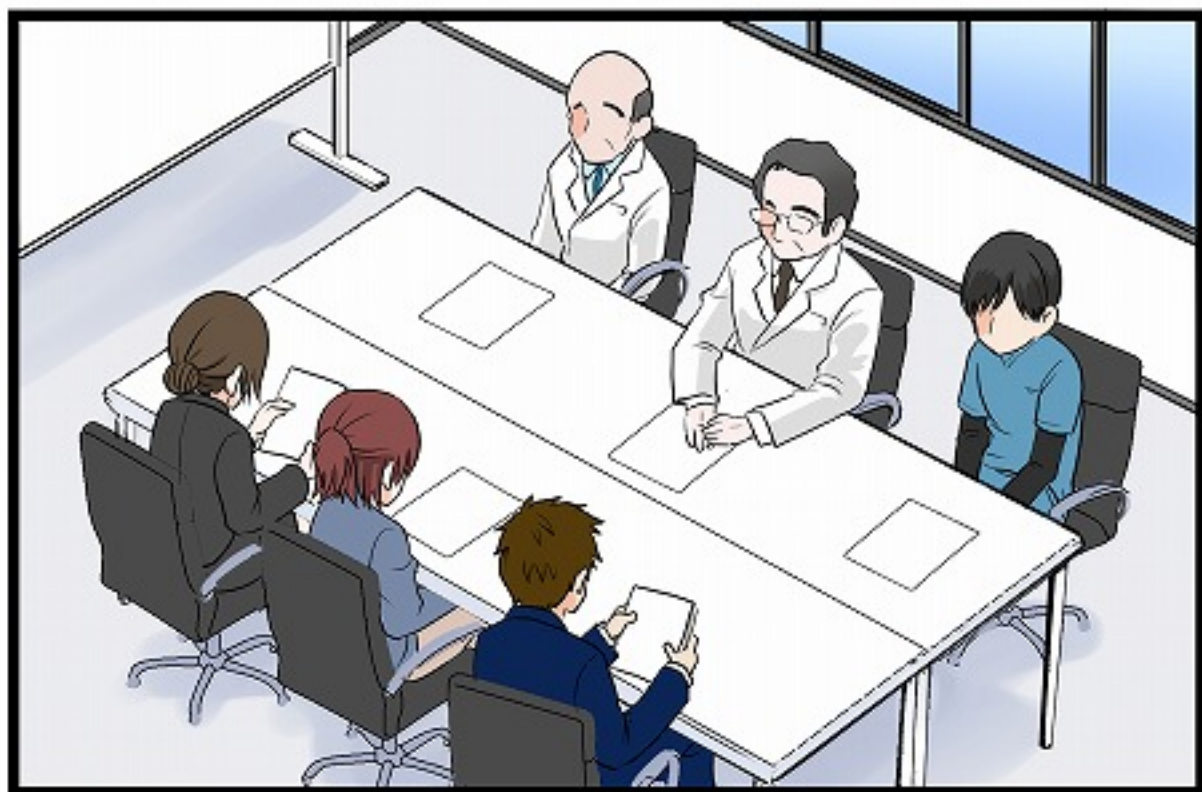




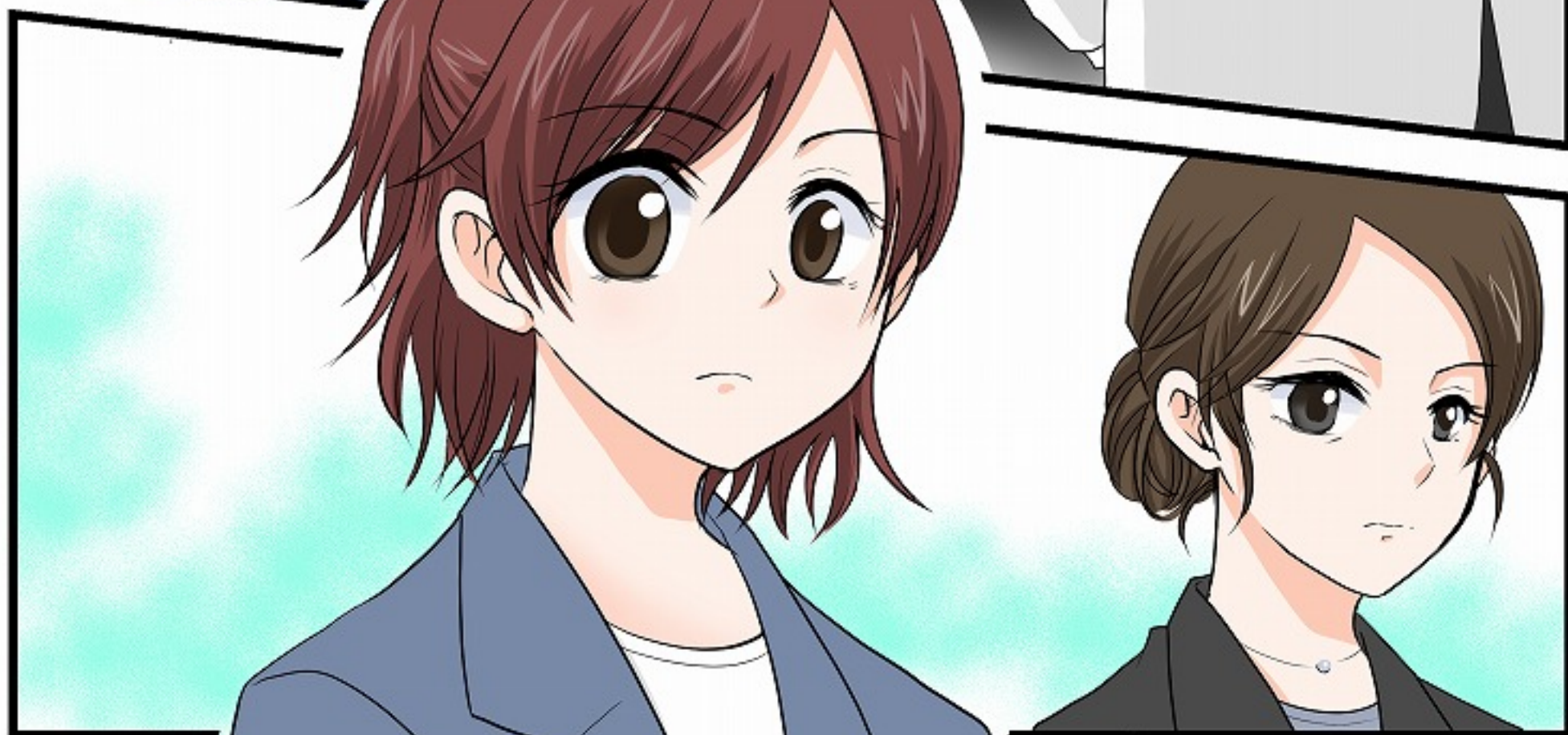




## 第二会議室









井森法律事務所  
賢道塾

—このように

調査報告書は  
出血が起きた後の  
対応や

チーム医療の  
体制について

問題点を  
指摘しています

私たちの調査でも  
同様の問題が  
明らかになりました

調査報告書の指摘は  
妥当なものと  
判断します

私も

調査の結果に  
納得できました

医療事故調査を  
実施してもらって

本当に  
よかった







…よし！

蓮！  
夕飯は蓮の好きな  
ハンバーグに  
しようか

うん！！  
パパも大好き  
だったね！